告示

○総務省告示第三十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、平成二十八年度地方債計画（平成二十八年総務省告示第三百九十二号）の全部を次のように改正する。

平成二十九年二月十四日　　総務大臣　山本　早苗

平成28年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	平成28年度計画額(A)	平成27年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	23,695	16,389	7,306	44.6
2　公営住宅建設事業	1,210	1,126	84	7.5
3　災害復旧事業	3,902	647	3,255	503.1
4　教育・福祉施設等整備事業	7,816	3,359	4,457	132.7
(1)　学校教育施設等	3,964	1,232	2,732	221.8
(2)　社会福祉施設	536	376	160	42.6
(3)　一般廃棄物処理	1,461	649	812	125.1
(4)　一般補助施設等	1,315	562	753	134.0
(5)　施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
5　一般単独事業	22,544	20,543	2,001	9.7
(1)　一般	4,432	4,351	81	1.9
(2)　地域活性化	690	490	200	40.8
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)　旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)　緊急防災・減災	6,000	5,000	1,000	20.0
(7)　公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
6　辺地及び過疎対策事業	4,900	4,565	335	7.3
(1)　辺地対策	491	465	26	5.6
(2)　過疎対策	4,409	4,100	309	7.5
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	65,212	48,074	17,138	35.6
二　公営企業債				
1　水道事業	5,047	4,334	713	16.5
2　工業用水道事業	263	178	85	47.8
3　交通事業	1,744	1,786	△ 42	△ 2.4
4　電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5　港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6　病院事業・介護サービス事業	4,485	4,116	369	9.0
7　市場事業・と畜場事業	519	2,096	△ 1,577	△ 75.2
8　地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9　下水道事業	11,986	10,981	1,005	9.2
10　観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	25,476	25,118	358	1.4
合計	90,688	73,192	17,496	23.9
三　臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債	(305)	(345)	(△ 40)	(△ 11.6)
総計	(305) 129,368	(345) 119,242	(△ 40) 10,126	(△ 11.6) 8.5
内訳　普通会計分	104,593	95,009	9,584	10.1
内訳　公営企業会計等分	24,775	24,233	542	2.2
資金区分				
公的資金	55,685	49,578	6,107	12.3
財政融資資金	36,184	30,381	5,803	19.1
地方公共団体金融機構資金	19,501	19,197	304	1.6
（国の予算等貸付金）	(305)	(345)	(△ 40)	(△ 11.6)
民間等資金	73,683	69,664	4,019	5.8
市場公募	36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀行等引受	36,783	29,664	7,119	24.0

その他同意等の見込まれる項目

1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備考）

1　一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。

2　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。